

香芝市ブロック塀等撤去工事補助事業の対象要件

補助対象ブロック塀等：次のいずれにも該当するもの

- ①市内に設置されたものであること
- ②道路等からの高さが60センチメートル以上であること
- ③道路等に面しているもの又は
ブロック塀等の高さ>ブロック塀等と道路境界までの水平距離

補助対象者：補助対象ブロック塀等の所有者（共有の場合は共有者全員の合意による代表者とする）

ただし、次に掲げる者は除く

- ・香芝市に納税義務の生じた市税を滞納している者
- ・香芝市に納付義務の生じた国民健康保険料を滞納している者

補助対象工事：道路等に面する全てのブロック塀等の道路等からの高さが60センチメートル未満となるように撤去する工事

工事期間：補助金の交付決定日以降に工事契約、着工し、原則として令和6年1月末日までに完了すること

補助金の額：工事業者の見積額または撤去する補助対象ブロック塀等の見付面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額とする。（千円未満の端数は切り捨て）
ただし、10万円を限度とする。

※その他の要件については、香芝市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱をご覧ください。
か、市役所都市計画課までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 市役所都市計画課

TEL：0745-44-3315